

**施設基準で掲示を指定されている手術件数
(令和7年1月～令和7年12月)**

区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘍摘出術等	24 件
黄斑下手術等	0 件
鼓室形成手術等	0 件
肺悪性腫瘍手術等	17 件
経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件

区分2に分類される手術

靱帯断裂形成手術等	2 件
水頭症手術等	2 件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
尿道形成手術等	6 件
角膜移植術	0 件
肝切除術等	0 件
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

区分3に分類される手術

上顎骨形成術等	0 件
上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1 件
母指化手術等	0 件
内反足手術等	0 件
食道切除再建術等	0 件
同種死体腎移植術等	0 件

区分4に分類される手術

胸腔鏡を用いた手術	58 件
腹腔鏡を用いた手術	337 件

その他の区分

人工関節置換術	40 件
乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児）	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件